



2026年3月期 第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）

2025年11月14日

上場会社名 昭和ホールディングス株式会社 上場取引所 東
 コード番号 5103 URL <http://www.showa-holdings.co.jp>
 代表者（役職名）代表取締役社長（氏名）此下 竜矢
 問合せ先責任者（役職名）取締役最高財務責任者（氏名）庄司 友彦（TEL）04(7131)0181
 半期報告書提出予定日 2025年11月14日 配当支払開始予定日 —
 決算補足説明資料作成の有無 : 無
 決算説明会開催の有無 : 無

（百万円未満切捨て）

1. 2026年3月期第2四半期（中間期）の連結業績（2025年4月1日～2025年9月30日）

（1）連結経営成績（累計）

（％表示は、対前年中間期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する中間純利益	
	百万円	％	百万円	％	百万円	％	百万円	％
2026年3月期中間期	4,339	△4.7	△66	—	△440	—	△270	—
2025年3月期中間期	4,552	△3.5	86	△31.7	△310	—	△210	—

（注）包括利益 2026年3月期中間期 △274百万円（—％） 2025年3月期中間期 127百万円（—％）

	1株当たり 中間純利益	潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益
	円 銭	円 銭
2026年3月期中間期	△3.57	—
2025年3月期中間期	△2.78	—

（2）連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	％
2026年3月期中間期	5,771	2,704	24.6
2025年3月期	6,525	3,106	25.0

（参考）自己資本 2026年3月期中間期 1,419百万円 2025年3月期 1,634百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2025年3月期	—	0.00	—	0.00	0.00
2026年3月期	—	0.00			
2026年3月期（予想）			—	0.00	0.00

（注）直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 2026年3月期の連結業績予想（2025年4月1日～2026年3月31日）

（％表示は、対前期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	％	百万円	％	百万円	％	百万円	円 銭
通期	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

2026年3月期の連結業績予想につきましては、当社グループを取り巻く事業環境が目まぐるしく変化しており、当社の連結子会社が進出している各国の状況を詳細に精査・検討を行う必要があり、現時点では適切な予想をすることが困難なことから、業績予想の公表を差し控えさせていただくことといたします。

※ 注記事項

(1) 当中間期における連結範囲の重要な変更 : 有
新規 一社(社名) — 、除外 1社(社名) 常盤ゴム(株)

(2) 中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
② ①以外の会計方針の変更 : 無
③ 会計上の見積りの変更 : 無
④ 修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	2026年3月期中間期	76,293,426株	2025年3月期	76,293,426株
② 期末自己株式数	2026年3月期中間期	446,020株	2025年3月期	446,390株
③ 期中平均株式数(中間期)	2026年3月期中間期	75,847,518株	2025年3月期中間期	75,847,119株

※ 第2四半期(中間期)決算短信は公認会計士又は監査法人のレビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等につきましては、添付資料5ページ「連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	4
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	5
2. 中間連結財務諸表及び主な注記	6
(1) 中間連結貸借対照表	6
(2) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書	8
中間連結損益計算書	8
中間連結包括利益計算書	9
(3) 中間連結財務諸表に関する注記事項	10
(継続企業の前提に関する注記)	10
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	10
(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)	10
(追加情報)	10
(セグメント情報等の注記)	15
3. その他	17
継続企業の前提に関する重要事象等	17
訴訟の提起等	22

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当社グループは当中間連結会計期間においては、減収減益となりました。売上高は4,339,027千円（前年同期比4.7%減）、営業損失は66,121千円（前年同期は営業利益86,304千円）、経常損失は440,097千円（前年同期は経常損失310,499千円）、親会社株主に帰属する中間純損失は270,998千円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失210,519千円）となりました。

売上高、営業利益につきましては、食品事業は好調に推移しました。コンテンツ事業は編集やカードゲーム開発の受注状況は堅調に推移する一方、ロイヤリティ収入が減少し、減収減益となりました。また、スポーツ事業におきましては、キャンペーン等の実施により売上高が増加する一方、費用が増加し減益となりました。ゴム事業におきましては当中間連結会計期間の期首から連結子会社1社を連結から除外したため、減収減益となりました。連結除外による影響は今後も継続いたします。

経常損失につきましては、Digital Finance事業を行う持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL.（以下、「GL」といいます。）およびGLの連結子会社の業績が訴訟対応の費用負担により厳しい状況が続いていることなどから経常損失を計上しております。

特別利益に持分法適用関連会社2社の株式譲渡による関係会社株式売却益を計上しましたが、親会社株主に帰属する中間純損失を計上しております。

当社といたしましては、短期的な景気判断や収益について一つ一つ適切に対処しつつも、中長期的視点で経済成長する地域に適切に投資し、当社の成長を目指しております。

なお、上記金額に消費税等は含まれておりません。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(食品事業)

当事業の当中間連結会計期間における業績は、増収増益となりました。

当中間連結会計期間における売上高は2,597,649千円（前年同期比5.8%増）となり、セグメント利益（営業利益）は232,475千円（前年同期比10.7%増）となりました。

当事業は、明日香食品株式会社並びに同子会社グループが営む、「ちょっと食べる」喜びを毎日世界へをミッションに、和菓子等、とりわけあんこ餅、わらび餅等の餅類、団子類、などの開発製造に独自性を持つ事業であります。

売上面では、数年間継続している食料品等の価格上昇と高止まり、特に米、野菜などの高騰から、当社が扱う嗜好品への消費者の支出が減少する傾向が見られます。またマクロ経済から見ても、民間消費支出は低調であり、消費者の購買意欲が減退していることが当事業の環境を悪化させております。また従業員の賃上げを積極的に行っており、費用は増加しております。一方でできる限りお得感を保つ施策を堅持したことにより、東西事業部とも売上が増進しました。当中間連結会計期間における売上高につきましては増加し、利益面に関しても着実に増益となりました。この結果は「ちょっと食べる喜びを毎日お届けする」ミッション遂行のために「お得感」を重視しつつも、ベースアップなどで従業員還元を行い、徹底したコスト管理や商品開発によってバランスを取った結果であり、当事業の目指す姿を体現できているものと評価しております。

最近では、当社グループの株式会社ウェッジホールディングスと協力して進めておりますSNSを活用した当社商品のブランディングに注力してまいりましたことも影響し、戦略商品の拡販が進んでおります。『「わらび餅」の明日香野』、『こし自慢明日香野』『桜餅（道明寺）の明日香野』が定着しつつあり、今後のさらなる拡販につながるものと期待をしております。SNSから波及して今年もマスメディアでも継続的に取り上げられております。これらにより、中期経営計画「深耕と進化」の基本方針である「もちのプロ 開発力・製造力強化、ブランディングを確立する」を果たし、業績の拡大を図ってまいります。

(スポーツ事業)

当事業の当中間連結会計期間における業績は、増収減益となりました。

当中間連結会計期間における売上高は620,511千円（前年同期比2.2%増）となり、セグメント損失（営業損失）は28,356千円（前年同期はセグメント損失15,853千円）となりました。

当事業は、創業事業でありますアカエムソフトテニスボールを中心とした、ソフトテニス関連事業とテニスクラ

ブ再生事業を柱としております。一方、一昨年より開始した旅行事業(ランニングに関わるスポーツツーリズム事業)を、当社グループの株式会社ウェッジホールディングスと協力して進めております。

ソフトテニス事業におきましては、中高の部活動がコロナ禍以前の活気を取り戻すことができない状況が続いております。このような状況の中、第1四半期連結会計期間に続き「ソフトテニス応援 値下げキャンペーン」を実施し、シェアが大きく新調したと考えております。これにより売上高は前年同期に比べ増加いたしました。

テニスクラブ再生事業では、コロナ禍以来、また昨今の物価高騰を受け、新規獲得による会員数の増加は鈍い状態となっておりますが、ソフトテニスクラスやランニングクラス、卓球スクールなどを拡大し、クロススポーツ展開により、会員数の増加を図っております。

ランニング・ツアー事業におきましては、当中間連結会計期間において規模の大きなツアーを多数企画しており、その集客に積極的に取り組んでおります。中でも世界最大のトレイルランニングの大会である、「ウルトラトレイル・デュ・モンブラン(UTMB)」では、オフィシャルツアーオペレーターとして多数のランナーの参加を得ました。また、従来のランニングのツアーだけでなく、ソフトテニスの世界大会観戦ツアー、世界最大の自転車レースであるツールドフランスの観戦ツアーも開催し、実績を積み上げました。今後、旅行事業の中においてもマルチスポーツ化を進め、中期経営計画の重要施策である事業ノウハウの横展開を進めてまいります。

第3四半期以降においても、ソフトテニスボールの販売強化、テニススクールでの新規ユーザーの獲得、ツアーの顧客獲得に注力し業績の回復を図ってまいります。

(ゴム事業)

当事業の当中間連結会計期間における業績は、減収減益となりました。

当中間連結会計期間における売上高は759,959千円(前年同期比30.5%減)となり、セグメント損失(営業損失)は24,256千円(前年同期はセグメント利益34,618千円)となりました。

減収減益の大きな要因といたしましては、当中間連結累計期間の期首から連結子会社1社を連結から除外したことによるものです。

当事業は、当社グループの創業以来の事業で、ゴムの配合・加工技術に独自性をもつ事業であり、日本国内のみならず、タイ王国、マレーシア、ベトナム社会主義共和国などにおいて事業展開をし、ゴムライニング事業とプレス関連事業に分かれております。

当事業の当中間連結会計期間における業績につきましては、当社は主に化学、金属、半導体などの工場設備投資に関わる事業であり、国内の製造業を中心とする民間企業設備投資に大きく連動する事業です。昨年後半からIT投資などを除けば民間設備投資は低調に推移しており、下押しの影響を受けました。このため当中間連結会計期間における納品が減少し、売上高は低調に推移いたしました。この中でゴムライニング防食施工については、東日本における大手施工会社としてオンリーワン企業としての地位が確立され、大幅な減少はないものの低調に推移しました。また、厳しい暑さのなか、政府の規制強化もあり、夏場の大規模な現地工事が縮小傾向が続いております。今後においても顧客密着を図り、全体のスピード化を進めることで、現地補修案件を獲得すると共に、更なる売上げ増、利益増を目指まいります。プレス関連商品につきましても、昨年には値上げが認められた経緯もあり、また現状は大型工業用製品の増産依頼もある状態です。これらにより今後、利益率が改善した状態での売上増加が可能であると考えております。

今後とも日米貿易交渉の悪影響が不透明であり、当事業の顧客の設備投資が見通せない状態です。当事業は景気悪化、特に国内設備投資悪化に対して半年程度遅行して影響が出る業種である一方、新政権発足により明確に国内の設備投資を取り巻く環境は良くなっていると考えており、今後も注意してまいります。

(コンテンツ事業)

当事業の当中間連結会計期間における業績は、減収減益となりました。

当中間連結会計期間における売上高は344,374千円(前年同期比10.7%減)、セグメント利益は71,119千円(前年同期比48.8%減)となりました。これは受注状況が堅調でありましたが、前年同期は過去最高であったロイヤリティ収入が当中間連結会計期間は減ったことによるものです。

当事業は、主にゲームの企画開発や漫画やアニメ、ゲーム等のエンターテインメント関連の書籍及び電子書籍の企画編集、様々なコンテンツを商品・イベント化する企画開発など、コンテンツ商品の企画開発分野で独自性を持って展開しております。

現在、コンテンツ事業においては長年の不振を払拭し、過去10年以上かけて戦略的に事業を選択集中させるとともに海外事業を含めて新規事業に取り組み、営業拡大を図り、同時に生産性の改善、コストの適正化を図ってまい

りました成果が実を結んでいる結果、長期的に利益改善が進んでおります。

当事業の当中間連結会計期間における業績につきましては、ゲーム企画開発、書籍編集、その他コンテンツ関連企画開発等の受注が堅調に推移し、ロイヤリティ収入が堅調に推移したことで、利益貢献を果たしております。それと同時に、今後のさらなる成長に向け、人的資源を新規事業並びに海外展開に適切に投資的経費を投下し続けており、長期的にはこれらも利益化して利益貢献するものと考えております。

今後は、中期経営計画でお知らせしましたように、国内の新規事業展開と海外展開を積極的に進めることで、本格的な事業拡大につなげる方針を継続してまいります。

(Digital Finance事業)

当事業は連結セグメントではなく、持分法適用関連会社の事業になっておりますが、当社グループの重要な事業であるため解説しております。

当事業の当中間連結会計期間における業績は、減益となりました。

当中間連結会計期間における投資損失は448,944千円(前年同期は投資損失420,793千円)となりました。

当中間連結会計期間におきましては、各国において、政治経済の状況を踏まえ、事業継続を行っております。同事業を行うGroup Lease PCL. やその子会社がJ Trustグループとの係争が継続している状況を踏まえて大型の裁判を行っていること、などから全営業国において保守的なリスクマネジメントのために新規貸付を抑制し、回収に注力してきました。この結果、売上高・利益ともに減少しており、訴訟対応の費用負担により厳しい状況が続いており、今後数年間は継続するものと考えております。今後は、上記国別商品別の状況に応じて、新たな再成長を目指しております。

(2) 財政状態に関する説明

(資産)

当中間連結会計期間末における資産残高は、5,771,719千円(前連結会計年度末比753,623千円減)となり、流動資産は、4,112,303千円(前連結会計年度末比1,059,832千円増)、固定資産は、1,659,415千円(前連結会計年度末比1,813,455千円減)となりました。

流動資産増加の主な原因は、当中間連結会計期間においてゴム事業を営む常盤ゴム株式会社を連結の範囲から除外したことによる現金及び預金の減少がございましたが、当社連結子会社である株式会社ウェッジホールディングスにおいて持分法適用関連会社2社の株式売却による現金及び預金の増加(前連結会計年度末比1,386,278千円増)、主に食品事業において仕掛品の増加(前連結会計年度末比47,019千円増)といった増加要因、ゴム事業を営む常盤ゴム株式会社を連結の範囲から除外したことによる受取手形及び売掛金の減少(前連結会計年度末比147,062千円減)、貸付債権の未回収金額を引当金計上したことによる貸倒引当金の増加(前連結会計年度末比212,279千円増)といった減少要因によるものです。

固定資産減少の主な原因は、主に当中間連結会計期間においてゴム事業を営む常盤ゴム株式会社を連結の範囲から除外したことによる建物及び構築物の減少(前連結会計年度末比24,712千円減)、土地の減少(前連結会計年度末比38,543千円減)、投資有価証券の減少(前連結会計年度末比32,790千円減)および差入保証金の減少(前連結会計年度末比18,009千円減)、償却によるのれんの減少(前連結会計年度末比17,942千円減)、当中間連結会計期間において持分法適用関連会社であったEngine Property Management Asia Co., Ltd. 及びP. P. Coral Resort Co., Ltd. の株式を売却したこと、並びに持分法投資損失の計上等による関係会社株式の減少(前連結会計年度末比1,440,089千円減)、未収債権を引当金計上したことによる貸倒引当金の増加(前連結会計年度末比252,709千円増)といった減少要因によるものです。

(負債)

当中間連結会計期間末における負債残高は、3,067,667千円(前連結会計年度末比351,220千円減)となり、流動負債は、1,893,416千円(前連結会計年度末比136,958千円減)、固定負債は、1,174,250千円(前連結会計年度末比214,262千円減)となりました。

流動負債減少の主な原因は、未払法人税等の増加(前連結会計年度末比12,307千円増)、主に食品事業、スポーツ事業およびゴム事業において未払費用の増加(前連結会計年度末比21,290千円増)といった増加要因がございましたが、主に当中間連結会計期間においてゴム事業を営む常盤ゴム株式会社を連結の範囲から除外したことによる支払手形及び買掛金の減少(前連結会計年度末比20,629千円減)、返済および為替の影響等による短期借入金の減少(前連結会計年度末比76,280千円減)、返済および当中間連結会計期間においてゴム事業を営む常盤ゴム株式会社を連結の範囲から除外したことによる一年内返済予定長期借入金の減少(前連結会計年度末比54,740千円減)、

納付による未払消費税等の減少(前連結会計年度末比25,315千円減)といった減少要因によるものです。

固定負債減少の主な原因は、主に当中間連結会計期間においてゴム事業を営む常盤ゴム株式会社を連結の範囲から除外したことによる長期借入金の減少(前連結会計年度末比193,754千円減)、固定負債その他の減少(前連結会計年度末比13,479千円減)といった減少要因によるものです。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産残高は、2,704,051千円(前連結会計年度末比402,402千円減)となりました。

純資産減少の主な原因は、為替換算調整勘定の増加(前連結会計年度末比49,512千円増)の増加要因がございましたが、親会社株主に帰属する中間純損失計上等による利益剰余金の減少(前連結会計年度末比270,440千円減)、非支配株主持分の減少(前連結会計年度末比198,655千円減)といった減少要因によるものです。

(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

当社は連結業績予想の公表を差し控えておりますが、今後の世界経済は、アメリカによる関税措置の影響やロシア、ウクライナ紛争も続いており、インフレに大きな影響を与え得る可能性があり、先行き不透明な状況で推移すると予測しております。我が国経済のみならず世界経済への長期的な影響が懸念されております。この影響に関しては、当社グループを取り巻く事業環境は常に大きく変化しており、今後も連結子会社等が進出している各国の事業状況をさらに詳しく精査する必要があることから、引き続き業績見通しの公表を差し控えさせていただきます。

2. 中間連結財務諸表及び主な注記

(1) 中間連結貸借対照表

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	640,722	2,027,000
受取手形及び売掛金	1,437,772	1,290,709
商品及び製品	248,303	241,819
仕掛品	263,754	310,773
原材料及び貯蔵品	107,638	100,660
未収入金	86,259	89,678
短期貸付金	515,793	506,061
その他	74,652	80,302
貸倒引当金	△322,423	△534,703
流動資産合計	3,052,471	4,112,303
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	106,487	81,775
機械装置及び運搬具(純額)	113,807	120,835
工具、器具及び備品(純額)	8,343	9,573
土地	42,748	4,205
リース資産(純額)	7,972	7,085
建設仮勘定	-	816
有形固定資産合計	279,359	224,290
無形固定資産		
のれん	340,904	322,962
その他	5,371	4,481
無形固定資産合計	346,276	327,444
投資その他の資産		
投資有価証券	84,092	51,301
関係会社株式	2,218,115	778,026
長期貸付金	53,735	58,660
長期未収入金	227,639	231,309
破産更生債権等	10,195	10,195
差入保証金	246,533	228,523
繰延税金資産	2,381	-
その他	74,090	71,922
貸倒引当金	△69,548	△322,258
投資その他の資産合計	2,847,234	1,107,680
固定資産合計	3,472,870	1,659,415
資産合計	6,525,342	5,771,719

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	581,868	561,238
短期借入金	627,370	551,089
1年内返済予定の長期借入金	56,629	1,889
未払法人税等	30,774	43,082
未払消費税等	65,898	40,583
未払費用	465,992	487,283
賞与引当金	60,410	55,540
その他	141,430	152,708
流動負債合計	2,030,375	1,893,416
固定負債		
長期借入金	198,393	4,639
繰延税金負債	43,957	37,155
退職給付に係る負債	205,684	200,969
資産除去債務	858,573	863,061
その他	81,903	68,423
固定負債合計	1,388,512	1,174,250
負債合計	3,418,887	3,067,667
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,651,394	5,651,394
資本剰余金	2,818,925	2,818,368
利益剰余金	△6,290,174	△6,560,614
自己株式	△24,490	△23,719
株主資本合計	2,155,656	1,885,429
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	24,459	30,217
為替換算調整勘定	△545,703	△496,191
その他の包括利益累計額合計	△521,244	△465,973
新株予約権	101,510	112,719
非支配株主持分	1,370,532	1,171,876
純資産合計	3,106,454	2,704,051
負債純資産合計	6,525,342	5,771,719

(2) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

中間連結損益計算書

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	4,552,752	4,339,027
売上原価	3,248,650	3,163,442
売上総利益	1,304,101	1,175,585
販売費及び一般管理費	1,217,797	1,241,706
営業利益又は営業損失(△)	86,304	△66,121
営業外収益		
受取利息	9,601	12,009
受取配当金	1,432	1,572
為替差益	1,923	89,789
貸倒引当金戻入額	1,491	-
その他	22,556	20,740
営業外収益合計	37,004	124,113
営業外費用		
支払利息	5,446	6,518
訴訟関連費用	13,281	6,836
持分法による投資損失	404,084	453,091
貸倒引当金繰入額	-	27,179
その他	10,996	4,462
営業外費用合計	433,808	498,088
経常損失(△)	△310,499	△440,097
特別利益		
投資有価証券売却益	1,280	-
関係会社株式売却益	-	102,433
特別利益合計	1,280	102,433
特別損失		
減損損失	-	1,399
特別損失合計	-	1,399
税金等調整前中間純損失(△)	△309,218	△339,063
法人税、住民税及び事業税	29,627	27,557
法人税等調整額	604	2,381
法人税等合計	30,232	29,938
中間純損失(△)	△339,451	△369,002
非支配株主に帰属する中間純損失(△)	△128,932	△98,004
親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△210,519	△270,998

中間連結包括利益計算書

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純損失(△)	△339,451	△369,002
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5,431	△5,539
為替換算調整勘定	207,331	49,570
持分法適用会社に対する持分相当額	254,355	50,412
その他の包括利益合計	467,118	94,443
中間包括利益	127,667	△274,558
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	39,323	△217,241
非支配株主に係る中間包括利益	88,343	△57,316

(3) 中間連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

当社の連結子会社である常盤ゴム株式会社につきまして、当社は同社の株式を保有しておりませんが、当社代表取締役社長兼最高経営責任者である此下竜矢氏が同社の議決権を100%保有し、同社の取締役が此下竜矢氏と当社の連結子会社取締役の2名体制であるため当社及び当社連結子会社の取締役が同社の意思決定機関の過半数を占めていることから、支配関係が認められると判断し、当社の持分はゼロであるものの同社を当社の連結の範囲に含めておりました。

2025年6月23日に開催されました同社株主総会において、新たに2名の取締役が選任された旨の連絡を受け、当社の支配関係を再考した結果、当社及び当社連結子会社の取締役の比率が同社の意思決定機関の過半数を満たさなくなったことにより、当社の支配関係は認められないため、当中間連結会計期間の期首から連結の範囲から除外しております。

持分法適用の範囲の変更

当社の連結子会社である株式会社ウェッジホールディングスは、2025年4月29日付けで持分法適用関連会社であるEngine Property Management Asia Co., Ltd. (以下、「E P M A」という。)及びP. P. Coral Resort Co., Ltd. (以下、「P P C」という。)の株式を譲渡しております。これにより、当中間連結会計期間の期首からE P M A及びP P Cを持分法適用の範囲から除外しております。

(追加情報)

(Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有していたタイS E C指摘G L H融資取引に関する悪影響について)

当社持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL. (以下「G L」という。)の子会社であったGroup Lease Holdings PTE. LTD. (清算手続中)が保有していた貸付債権等(以下「G L H融資取引」という。)に関連して、G Lは、2017年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会(以下「タイS E C」という。)からG L元役員の不正行為や利息収入の過大計上などの指摘を受けました。当該タイS E C指摘G L H融資取引については、この問題の発覚時の2018年3月期決算において、全額損失処理済ですが、タイ法務省特別捜査局(以下「タイD S I」という。)による調査が継続しております。現在も未解決事項となっており、当社グループは、タイS E Cの指摘の根拠を特定することはできておりません。また、後述の(追加情報)に関する注記(JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について)に記載のとおり、当該タイS E C指摘G L H融資取引に関連し、JTRUST ASIA PTE. LTD. からタイ王国及びシンガポール共和国等で、各種の訴訟が提起され係争中となっております。

これらタイD S Iの調査や訴訟の展開次第では、当社グループが保有するG L持分法投資(当中間連結会計期間末の持分法適用関係会社株式簿価7億円)の評価等に影響が生じる可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、中間連結財務諸表には反映しておりません。

(JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について)

当社持分法適用関連会社であるG Lが発行した総額1億80百万米ドルの転換社債保有者であったJTRUST ASIA PTE. LTD. (以下「J T A」という。)は、G LがタイS E Cから2017年10月16日及び同月19日にG L元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、タ

イ王国及びシンガポール共和国において当社グループに対して各種の訴訟が提起されており、一部終結に至ったものの、現在も係争中となっております。

J T Aが行っている主な訴訟の概要につきましては、以下のとおりです。これらの訴訟の動向次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

(1) J T Aが行っている主要な訴訟の概要

イ) (G L) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2018年1月9日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J トラスト株式会社の子会社であるJ T Aは、当社持分法適用関連会社G Lの転換社債(合計2億1千万米ドル)を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、J T AはG Lに対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債(1億8千万米ドル相当)の全額一括返済を要求しておりました。G Lといたしましては、当該投資契約解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求にはお断りしつつも、円満解決に向け誠実に対応してまいりました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、J T Aは、G L及びG L H等が、投資家に対し1億8千万米ドル以上の投資を促すために、同社グループの財務諸表を改ざんし、G Lが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、G L及びG L Hに対し損害賠償請求を求めるべく、これら一連の訴訟を提起したものです。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは、タイにおいて、G L、G L取締役3名、並びに此下益司氏に対し、J T Aの投資額(最低2億1千万米ドル)の損害賠償を求め訴訟を提起しております。
5. 訴訟の進展	係争中です。

ロ) (E H A) 暫定的資産凍結命令訴訟

1. 訴訟提起日	2020年10月21日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	(E H A) 損害賠償請求訴訟に伴い、2020年10月21日にE H Aに対し、1億95百万米ドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令(暫定的資産凍結命令)が下されております。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	シンガポール共和国において、1億95百万米ドルまでの通常の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令(暫定的資産凍結命令)となります。
5. 訴訟の進展	暫定的資産凍結命令が発令されており、現在も継続しております。

ハ) (EHA) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2020年11月16日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは、当社連結子会社のEngine Holdings Asia PTE. LTD. (以下「E H A」という。)他1社を被告とし、2020年11月16日にシンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、J T AがG Lに対して実施した投資(転換社債合計2億1千万米ドル及びG L株式の購入他5億27百万タイバーツ)について、G L Hが他の被告と共に謀し、J T Aに投資を促すために、G Lの財務諸表を改ざんし投資家等に損害を与え、その行為にE H Aも参画しているという主張からE H A他1社に対し損害賠償請求を求めています。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは、シンガポール共和国において、G L H、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他5社に対し、J T Aの投資額(最低2億1千万米ドル)の損害賠償を求め訴訟を提起しております。
5. 訴訟の進展	係争中です。

ニ) (当社他) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2021年6月21日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aが当社及び当社連結子会社株式会社ウェッジホールディングス並びに当社親会社筆頭株主であるA. P. F. Group Co., Ltd. ※に対して、此下益司氏及びG Lの詐欺行為との共同不法行為責任に基づく損害として、24百万米ドルの支払を求める損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aが24百万米ドルの損害賠償の支払いを当社及び当社連結子会社株式会社ウェッジホールディングス並びに当社親会社筆頭株主A. P. F. Group Co., Ltd. ※に求める訴訟であります。
5. 訴訟の進展	係争中です。

※実質的に当社の株式を保有しているか確認中です。

ホ) (G L H他) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2021年8月3日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aがシンガポール共和国高等法院にて、G L H他此下益司氏及び他4社に対し、2020年10月の判決に含まれていなかった投資金額1億24百万米ドルに係る損害の回復を求める訴訟を提起し、同高等法院は、2021年8月4日、J T Aの求めに応じて、1億30百万米ドルの資産凍結命令を発令しております。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	シンガポール共和国において、J T Aは、G L H他此下益司氏及び他4社に対し、J T Aが行った投資(1億24百万米ドル)に関する損害賠償を求める訴訟を提起しており、G L Hに対し、1億3千万米ドルまでの通常の事業活動で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令(暫定的資産凍結命令)が下されております。
5. 訴訟の進展	G L H他此下益司氏及び他4社に対し、1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000 S Gドルの支払いを命じました。別途、G L H及び此下益司氏に対しては、当該損害賠償請求棄却の申立てを行っていたことから、9,000 S Gドルの支払いが命じられております。なお、G L H及び此下益司氏に対する暫定的資産凍結命令は維持されます。当該判決を不服として、G L Hは2023年4月19日に控訴を行いました。2023年11月22日に当該控訴の申立てが棄却され、第一審判決が維持されました。その後最終審となる控訴裁判所に対して上訴の許可を求める申立てを2023年12月6日に行っておりましたが、2024年1月11日付で当該申立てが棄却されました。この確定判決を受け、今後、当社グループの経営等にも悪影響を及ぼす可能性があります。当社及びG L Hとしては、当該損害賠償請求金額相当金額が、当社持分法適用関連会社G Lの連結財務諸表において負債として計上されており、財務的な影響は限定的であると考えておりますが、今後の対応、支払い等の詳細につきましては弁護士とも相談し、慎重に対応してまいります。

へ) (G L H) 会社清算申立

1. 訴訟提起日	2023年4月12日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは、上記のホ) (G L H他) 損害賠償請求訴訟での1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000 S Gドルの支払判決を受け、シンガポール共和国高等裁判所にて、2023年4月12日に、G L Hに対する会社清算の申立てを行いました。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは、上記のホ) (G L H他) 損害賠償請求訴訟での1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000 S Gドルの支払判決を受け、シンガポール共和国高等裁判所にて、2023年4月12日に、G L Hに対する会社清算の申立てを行いました。
5. 訴訟の進展	2023年9月6日、シンガポール共和国高等裁判所が暫定的な資産保全人Provisional Liquidatorの選任を決定いたしました。また、2024年3月4日には、同裁判所がG L Hの清算を命じたことを受け、Liquidatorにより、G L Hの清算手続きが進められております。これに対して、G Lは、G L Hの債権者として、同手続きに異議を申し立てると共に、G L Hの被担保債権者として、その担保権を実現するための措置を進めてまいります。

ト) (G L) 会社更生手続申立訴訟

1. 訴訟提起日	2023年6月30日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは2023年6月30日にタイ中央破産裁判所に対してG Lの会社更生手続きを申立て、係争となっております。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは2023年6月30日にタイ中央破産裁判所に対してG Lの会社更生手続きを申立て、係争となっております。
5. 訴訟の進展	2024年3月27日、タイ中央破産裁判所は、J T Aによる会社更生の申立てを棄却しました。J T Aの控訴については、2025年2月10日、特別事件控訴裁判所(C A S C)にて判決が下され、中央破産裁判所の第一審の判決を支持し、棄却されたことについて報告を受けました。さらに、当社はG Lより、J T Aがタイ中央破産裁判所に対して、G Lの破産と臨時管財人を選任し、G L取締役らの経営権を停止する措置を求める申立を申請し、2025年4月22日にJ T Aのみが出席する期日が開かれたことが判明しました。また、同4月30日に裁判所が当該J T Aによる臨時管財人選定申立を判断する期日になっていたところ、裁判所はJ T Aの申立を却下したことが判明したとの報告も受けました。J T Aによる会社更生法の訴えは複数回に渡るもので、J T Aが根拠のない訴訟を繰り返していることがさらに明らかになったと考えております。今後G Lが被った損害に対して補償を追加して、追求していくことを当社としても積極的に支援し、当社自身が被っている様々な損害についても追求をしてまいります。

チ) (G L) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2025年6月27日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは、上記のイ) (G L) 損害賠償請求訴訟に関連して、当社グループ及びG L関連会社各社に対して複数の国において損害賠償を求めて訴訟を提起しております。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは2025年6月27日にタイ王国民事裁判所においてG Lに対し、第2回投資の元本1億3千万米ドル及び利息、損害賠償及び弁護士費用として7,169,005,187.50タイバーツ(約288億円)を求め、係争となっております。
5. 訴訟の進展	係争中です。

(2) 当社グループの見解及び対応について

G L及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、上記一連の訴訟についてはいずれも事実に基づかない不当なものであると考えており、G L及び当社といたしましては、当社グループの正当性を主張すべく粛々と法的対応を進めてまいりる所存であり、J T Aに対し必要且つ適切な法的処置を取ってまいります。

また、当社といたしましては、グループ会社の裁判に対する支援を最大限行い、当社グループの資産の保全及び、損害を回復すべく最善の手段を講じてまいります。

(GL Finance PLC. のファイナンスリーシングライセンス取消と会社清算について)

当社持分法適用関連会社G Lの子会社であったGL Finance PLC. (以下、G L F) は、2024年9月12日付でカンボジア国立銀行より、ファイナンスリーシングライセンスの取り消しと会社清算についての通知を受け、G L Fでは、清算人を選定し、清算手続きに入っております。

当社の連結業績に与える影響につきましては、今後、清算手続きの中で、持分法による投資損失が発生する可能性があります。情報収集・検討が必要な状況であり、現時点では確定した数値を算出できる状態ではありません。

今後、その影響等が判明した場合には、適時適切に公表してまいります。

(セグメント情報等の注記)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				
	食品事業	スポーツ事業	ゴム事業	コンテンツ事業	計
売上高					
外部顧客への売上高	2,454,627	606,883	1,093,968	385,729	4,541,208
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	2,454,627	606,883	1,093,968	385,729	4,541,208
セグメント利益又は損失(△) (営業利益又は損失(△))	210,054	△15,853	34,618	138,909	367,728

	その他 (注1)	調整額 (注2)	中間連結 損益計算書 計上額 (注3)
売上高			
外部顧客への売上高	11,544	—	4,552,752
セグメント間の内部売上高 又は振替高	199,748	△199,748	—
計	211,292	△199,748	4,552,752
セグメント利益又は損失(△) (営業利益又は損失(△))	△33,420	△248,003	86,304

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、親会社によるグループ統括事業・投資育成事業・事業開発事業等業績数値であります。
- 2 セグメント利益又は損失の調整額△248,003千円には、全社費用△251,149千円、その他の調整額3,145千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- 3 セグメント利益又は損失は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

Ⅱ 当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				
	食品事業	スポーツ事業	ゴム事業	コンテンツ事業	計
売上高					
外部顧客への売上高	2,597,649	620,511	759,959	344,374	4,322,493
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	2,597,649	620,511	759,959	344,374	4,322,493
セグメント利益又は損失(△) (営業利益又は損失(△))	232,475	△28,356	△24,256	71,119	250,980

	その他 (注1)	調整額 (注2)	中間連結 損益計算書 計上額 (注3)
売上高			
外部顧客への売上高	16,533	—	4,339,027
セグメント間の内部売上高 又は振替高	206,470	△206,470	—
計	223,004	△206,470	4,339,027
セグメント利益又は損失(△) (営業利益又は損失(△))	△57,532	△259,570	△66,121

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、親会社によるグループ統括事業・投資育成事業・事業開発事業等業績数値であります。
- 2 セグメント利益又は損失の調整額△259,570千円には、全社費用△256,336円、その他の調整額△3,233千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- 3 セグメント利益又は損失は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当中間連結会計期間において、固定資産の減損損失を1,399千円計上しております。「ゴム事業」において1,067千円、「その他」において331千円をそれぞれ計上しております。

3. その他

継続企業の前提に関する重要事象等

前連結会計年度に引き続き当中間連結会計期間においても、下記1、2、3の事象が発生しておりますが、これらについて、以下の対応策を実行していることから、当該事象の解消が実現できるものと考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

「1. Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有していたタイSEC指摘GLH融資取引に関する悪影響について」に記載した事項に関しましては、当社グループといたしましては、引き続き、タイSECやタイDSIに対し、当社グループの正当性を主張しつつ、タイDSIの捜査に全面的に協力してまいります。

「2. JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について」に記載した事項に関しましては、当社グループでは、法律専門家の意見等も踏まえ、GLがJトラストアジアとの契約に違反したことや、契約上も転換社債を即時返済する義務はないものと認識しており、当該請求は法的に無効と考えております。

GL及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、上記一連の訴訟についてはいずれも事実に基づかない不当なものであると考えており、GL及び当社といたしましては、当社グループの正当性を主張すべく粛々と法的対応を進めてまいりる所存であり、JTAに対し必要且つ適切な法的処置を取ってまいります。

また、当社といたしましては、グループ会社の裁判に対する支援を最大限行い、当社グループの資産の保全及び、損害を回復すべく最善の手段を講じてまいります。

「3. GL Finance PLC. のファイナンスリースングライセンス取消と会社清算について」に記載した事項につきましては、当社の連結業績に与える影響につきまして、今後、清算手続きの中で、持分法による投資損失が発生する可能性があります。情報収集・検討が必要な状況であり、現時点では確定した数値を算出できる状態ではありません。

今後、その影響等が判明した場合には、適時適切に公表してまいりる所存です。

1. Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有していたタイSEC指摘GLH融資取引に関する悪影響について

当社持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL. (以下「GL」という。)の子会社であったGroup Lease Holdings PTE. LTD. (清算手続中)が保有していた貸付債権等(以下「GLH融資取引」という。)に関連して、GLは、2017年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会(以下「タイSEC」という。)からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上などの指摘を受けました。当該タイSEC指摘GLH融資取引については、この問題の発覚時の2018年3月期決算において、全額損失処理済ですが、タイ法務省特別捜査局(以下「タイDSI」という。)による調査が継続しております。現在も未解決事項となっており、当社グループは、タイSECの指摘の根拠を特定することはできておりません。また、(追加情報)に関する注記(JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について)に記載のとおり、当該タイSEC指摘GLH融資取引に関連し、JTRUST ASIA PTE. LTD. からタイ王国及びシンガポール共和国等で、各種の訴訟が提起され係争中となっております。

当社グループといたしましては、引き続き、タイSECやタイDSIに対し、当社グループの正当性を主張しつつ、タイDSIの捜査に全面的に協力してまいります。

なお、捜査の動向次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

2. JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について

当社持分法適用関連会社であるGLが発行した総額1億800万米ドルの転換社債保有者であったJTRUST ASIA PTE. LTD. (以下「JTA」という。)は、GLがタイSECから2017年10月16日及び同月19日にGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、タイ王国及びシンガポール共和国において当社グループに対して各種の訴訟が提起されており、一部終結に至ったものの、現在も係争中となっております。

JTAが行っている主な訴訟の概要につきましては、以下のとおりです。これらの訴訟の動向次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

(1) J T Aが行っている主要な訴訟の概要

イ) (G L) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2018年1月9日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J トラスト株式会社の子会社である J T Aは、当社持分法適用関連会社 G Lの転換社債(合計2億1千万米ドル)を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、J T Aは G Lに対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債(1億8千万米ドル相当)の全額一括返済を要求しておりました。G Lといたしましては、当該投資契約解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求にはお断りしつつも、円満解決に向け誠実に対応してまいりました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、J T Aは、G L及び G L H等が、投資家に対し1億8千万米ドル以上の投資を促すために、同社グループの財務諸表を改ざんし、G Lが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、G L及び G L Hに対し損害賠償請求を求めるべく、これら一連の訴訟を提起したものです。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは、タイにおいて、G L、G L取締役3名、並びに此下益司氏に対し、J T Aの投資額(最低2億1千万米ドル)の損害賠償を求め訴訟を提起しております。
5. 訴訟の進展	係争中です。

ロ) (E H A) 暫定的資産凍結命令訴訟

1. 訴訟提起日	2020年10月21日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	(E H A)損害賠償請求訴訟に伴い、2020年10月21日に E H Aに対し、1億95百万米ドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令(暫定的資産凍結命令)が下されております。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	シンガポール共和国において、1億95百万米ドルまでの通常の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令(暫定的資産凍結命令)となります。
5. 訴訟の進展	暫定的資産凍結命令が発令されており、現在も継続しております。

ハ) (EHA) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2020年11月16日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは、当社連結子会社のEngine Holdings Asia PTE. LTD. (以下「E H A」という。)他1社を被告とし、2020年11月16日にシンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、J T AがG Lに対して実施した投資(転換社債合計2億1千万米ドル及びG L株式の購入他5億27百万タイバーツ)について、G L Hが他の被告と共に謀し、J T Aに投資を促すために、G Lの財務諸表を改ざんし投資家等に損害を与え、その行為にE H Aも参画しているという主張からE H A他1社に対し損害賠償請求を求めています。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは、シンガポール共和国において、G L H、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他5社に対し、J T Aの投資額(最低2億1千万米ドル)の損害賠償を求め訴訟を提起しております。
5. 訴訟の進展	係争中です。

ニ) (当社他) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2021年6月21日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aが当社及び当社連結子会社株式会社ウェッジホールディングス並びに当社親会社筆頭株主であるA. P. F. Group Co., Ltd. ※に対して、此下益司氏及びG Lの詐欺行為との共同不法行為責任に基づく損害として、24百万米ドルの支払を求める損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aが24百万米ドルの損害賠償の支払いを当社及び当社連結子会社株式会社ウェッジホールディングス並びに当社親会社筆頭株主A. P. F. Group Co., Ltd. ※に求める訴訟であります。
5. 訴訟の進展	係争中です。

※実質的に当社の株式を保有しているか確認中です。

ホ) (G L H他) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2021年8月3日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aがシンガポール共和国高等法院にて、G L H他此下益司氏及び他4社に対し、2020年10月の判決に含まれていなかった投資金額1億24百万米ドルに係る損害の回復を求める訴訟を提起し、同高等法院は、2021年8月4日、J T Aの求めに応じて、1億30百万米ドルの資産凍結命令を発令しております。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	シンガポール共和国において、J T Aは、G L H他此下益司氏及び他4社に対し、J T Aが行った投資(1億24百万米ドル)に関する損害賠償を求める訴訟を提起しており、G L Hに対し、1億3千万米ドルまでの通常の事業活動で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令(暫定的資産凍結命令)が下されております。
5. 訴訟の進展	G L H他此下益司氏及び他4社に対し、1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000 S Gドルの支払いを命じました。別途、G L H及び此下益司氏に対しては、当該損害賠償請求棄却の申立てを行っていたことから、9,000 S Gドルの支払いが命じられております。なお、G L H及び此下益司氏に対する暫定的資産凍結命令は維持されます。当該判決を不服として、G L Hは2023年4月19日に控訴を行いました。2023年11月22日に当該控訴の申立てが棄却され、第一審判決が維持されました。その後最終審となる控訴裁判所に対して上訴の許可を求める申立てを2023年12月6日に行っておりましたが、2024年1月11日付で当該申立てが棄却されました。この確定判決を受け、今後、当社グループの経営等にも悪影響を及ぼす可能性があります。当社及びG L としましては、当該損害賠償請求金額相当金額が、当社持分法適用関連会社G L の連結財務諸表において負債として計上されており、財務的な影響は限定的であると考えておりますが、今後の対応、支払い等の詳細につきましては弁護士とも相談し、慎重に対応してまいります。

へ) (G L H) 会社清算申立

1. 訴訟提起日	2023年4月12日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは、上記のホ) (G L H他) 損害賠償請求訴訟での1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000 S Gドルの支払判決を受け、シンガポール共和国高等裁判所にて、2023年4月12日に、G L Hに対する会社清算の申立てを行いました。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは、上記のホ) (G L H他) 損害賠償請求訴訟での1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000 S Gドルの支払判決を受け、シンガポール共和国高等裁判所にて、2023年4月12日に、G L Hに対する会社清算の申立てを行いました。
5. 訴訟の進展	2023年9月6日、シンガポール共和国高等裁判所が暫定的な資産保全人Provisional Liquidatorの選任を決定いたしました。また、2024年3月4日には、同裁判所がG L Hの清算を命じたことを受け、Liquidatorにより、G L Hの清算手続きが進められております。これに対して、G L は、G L Hの債権者として、同手続きに異議を申し立てると共に、G L Hの被担保債権者として、その担保権を実現するための措置を進めてまいります。

ト) (G L) 会社更生手続申立訴訟

1. 訴訟提起日	2023年6月30日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは2023年6月30日にタイ中央破産裁判所に対してG Lの会社更生手続きを申立て、係争となっております。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは2023年6月30日にタイ中央破産裁判所に対してG Lの会社更生手続きを申立て、係争となっております。
5. 訴訟の進展	2024年3月27日、タイ中央破産裁判所は、J T Aによる会社更生の申立てを棄却しました。J T Aの控訴については、2025年2月10日、特別事件控訴裁判所(C A S C)にて判決が下され、中央破産裁判所の第一審の判決を支持し、棄却されたことについて報告を受けました。さらに、当社はG Lより、J T Aがタイ中央破産裁判所に対して、G Lの破産と臨時管財人を選任し、G L取締役らの経営権を停止する措置を求める申立を申請し、2025年4月22日にJ T Aのみが出席する期日が開かれたことが判明しました。また、同4月30日に裁判所が当該J T Aによる臨時管財人選定申立を判断する期日になっていたところ、裁判所はJ T Aの申立を却下したことが判明したとの報告も受けました。J T Aによる会社更生法の訴えは複数回に渡るもので、J T Aが根拠のない訴訟を繰り返していることがさらに明らかになったと考えております。今後G Lが被った損害に対して補償を追加して、追求していくことを当社としても積極的に支援し、当社自身が被っている様々な損害についても追求をしてまいります。

チ) (G L) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2025年6月27日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは、上記のイ) (G L) 損害賠償請求訴訟に関連して、当社グループ及びG L関連会社各社に対して複数の国において損害賠償を求めて訴訟を提起しております。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは2025年6月27日にタイ王国民事裁判所においてG Lに対し、第2回投資の元本1億3千万米ドル及び利息、損害賠償及び弁護士費用として7,169,005,187.50タイバーツ(約288億円)を求め、係争となっております。
5. 訴訟の進展	係争中です。

3. GL Finance PLC. のファイナンスリースリングライセンス取消と会社清算について

当社持分法適用関連会社G Lの子会社であったGL Finance PLC. (以下、G L F) は、2024年9月12日付でカンボジア国立銀行より、ファイナンスリースリングライセンスの取り消しと会社清算についての通知を受け、G L Fでは、清算人を選定し、清算手続きに入っております。

当社の連結業績に与える影響につきましては、今後、清算手続きの中で、持分法による投資損失が発生する可能性があります。情報収集・検討が必要な状況であり、現時点では確定した数値を算出できる状態ではありません。

今後、その影響等が判明した場合には、適時適切に公表してまいります。

以上の通りであります。訴訟、会社清算の進捗及び結果次第では、当社グループの経営に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟の提起等

当社（監査等委員である取締役を除く）取締役の地位確認等請求訴訟

当社は、当社が2021年6月25日に開催した当社第120回定時株主総会において、当社が提案する（監査等委員である取締役を除く）取締役の選任議案（現任取締役6名の再任）に対し、株主から取締役6名（ニコラス・ジェームズ・グロノウ、細野敦、外国人個人2名、個人2名。ニコラス・ジェームズ・グロノウ、細野敦以外の2名は現任、残り4名は新任。以下、「動議対象者」という。）を推薦する株主動議が提起されましたが、当該株主総会では取締役の選任を行う為の議決権定足数を満たしていなかったこと、及び動議が不適法と当社が判断したことから、当該動議の採択をしませんでした。その後、2022年4月28日に、動議対象者が当社に対し、動議対象者が当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）であり、此下竜矢、庄司友彦、渡邊正、戸谷雅美4名については当社の取締役でないという内容の取締役の地位確認等請求訴訟の提起をした旨の特別送達を受領し、訴訟が継続していましたが、2025年9月26日付で動議対象者6名が当社の取締役としての権利義務を有する地位にあること及び、現取締役（監査等委員である取締役を除く）のうち、此下竜矢、庄司友彦、渡邊正、戸谷雅美の4名は、当社の取締役及び取締役としての権利義務を有する地位にないことを確認すると判決が言い渡されました。

当社といたしましては、2021年6月25日の動議は採択されなかったものと考えておりますので、2025年10月10日に控訴を行い当該訴訟は現在も継続中です。

なお、当社は、2021年6月25日の株主総会における株主総会の運営、提起された動議の状況について、適法に運営され動議は採択されていなかったと考えておりますので、証拠に基づいた厳正かつ慎重な審理によって事実の確認を進めていただくべく、2022年5月10日付けでA.P.F.Group Co., Ltd. が、当社の株主でないことの確認を求めた本訴を提起し現在も継続中です。

今後の対応について

当社は、法的な要件を満たした現任取締役がこれまでと変わらず取締役としての職務執行を遂行しております。2021年6月25日の当社株主総会は適法に実施され動議は採択されなかったと考えておりますので、今後控訴審で当社の主張を証明していくとともに、当社が提起した本訴につきましては、証拠に基づいた厳正かつ慎重な審理によって当社株主の存在（及び不存在）を確認する為の行為であり、上場会社として適切なコーポレートガバナンスを維持するべく、粛々とその対応を進めてまいります。